

# 石川県公報

令和6年11月22日

第13760号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示	
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定の失効 (薬事衛生課)	1
○保安林の指定予定 (森林管理課)	1
公 告	
○入札公告 (管財課)	2
○石川県告示第400号の3及び第400号の4の公布公告 (危機対策課)	3
○特定調達契約に係る入札公告 (医療対策課)	4
○石川県告示第400号の2の公布公告 (自然環境課)	6
○県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告 (農業基盤課)	6
○地域森林計画の樹立案の縦覧公告 (森林管理課)	7
○地域森林計画の変更案の縦覧公告 (同)	7

## 告 示

### 石川県告示第403号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

令和6年11月22日

石川県知事 馳 浩

#### 1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) N, N-ジエチル-2- {2- [(4-フルオロフェニル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン及びその塩類
- (2) N, N-ジエチル-2- {2- [(4-メトキシフェニル)メチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン及びその塩類
- (3) 1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキサゾール-5-イル)-4-メチル-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類
- (4) N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-5-ブロモ-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類

#### 2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため

#### 3 失効の日

令和6年11月16日

#### 4 罰則の適用

条例第24条から第28条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。

### 石川県告示第404号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和6年11月22日

石川県知事 馳 浩

#### 1 保安林予定森林の所在場所

羽咋郡宝達志水町原ハ1018の1

#### 2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び宝達志水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

1 保安林予定森林の所在場所

羽咋郡宝達志水町東間丑79の甲、東野滝ノ谷8、9の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び宝達志水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和6年11月22日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

石川県有施設への広告掲載(デジタルサイネージ)

(2) 広告を掲載することができる施設

施 設 名	掲 載 箇 所
小松警察署	1階 ロビー

(3) 掲載期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)

2 入札方法

上記の県有施設を入札に付するものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札及び開札を行う日時及び場所

- (1) 日時  
令和6年12月24日（火）午後1時30分（入札後即時開札とする）
- (2) 場所  
金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎7階 711会議室

## 4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和6年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び次のアからオまでに該当しない者であること。
  - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
  - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 5 契約の条項を示す場所等

- (1) 契約内容に関する事項  
入札案内書に記載のとおり
- (2) 入札案内書の交付場所  
石川県総務部管財課資産活用室  
金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階  
電話番号 076-225-1266

## 6 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金  
免除
- (2) 入札の無効  
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法  
石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他  
詳細は、入札案内書による。

石川県告示第400号の3及び第400号の4の公布公告

石川県告示等の公布に関する規則（昭和45年石川県規則第38号）第2条ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和6年11月22日

石川県知事 馳 浩

令和6年1月1日の令和6年能登半島地震による災害において、次の地域内に居住していた者が属する世帯を被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに掲げる世帯(以下「長期避難世帯」という。)とする。

令和6年11月14日

石川県知事 馳 浩

1 長期避難世帯の所在する地域

七尾市後島町ヲ部3番地5、ヲ部3番地8、ヲ部4番地2、ヲ部5番地3、ヲ部5番地4、ヲ部5番地6、ヲ部5番地13、後島山4番地41及び後島山4番地42

七尾市南ヶ丘町45番地、46番地1、48番地6、48番地7、48番地8、48番地10、48番地12、48番地13及び56番地2

七尾市中島町塩津ア部2番地及びア部11番地

2 長期避難世帯となった日

令和6年1月1日

石川県告示第400号の4

令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害において、次の地域内に居住していた者が属する世帯を被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに掲げる世帯(以下「長期避難世帯」という。)とする。

令和6年11月14日

石川県知事 馳 浩

1 長期避難世帯の所在する地域

珠洲市大谷町1字6番地

珠洲市大谷町2字81番地3、2字82番地、2字92番地1及び2字96番地

珠洲市大谷町113番地1、113番地2、5字11番地、5字12番地1、5字13番地及び17字32番地1

珠洲市大谷町5字23番地2地、5字24番地甲地、5字26番地5、5字26番地乙地及び5字36番地甲地

2 長期避難世帯となった日

令和6年9月21日

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和6年11月22日

石川県知事 馳 浩

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

手術支援ロボット 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和7年3月31日

(4) 納入場所

石川県立中央病院

(5) 入札方法

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和6年石川県告示第124号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。  
なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、5(7)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者
  - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 3 入札者に要求される義務

入札者は、次の(1)及び(2)に示す事項について証明する書類を令和6年12月12日(木)までに4(1)の場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入実績を有すること。
- (2) 当該調達物品を納入後、保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

## 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒920-8530 金沢市鞍月東2丁目1番地  
石川県立中央病院管理局用度課用度係 電話番号 076-231-7859
- (2) 入札説明書の交付方法  
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限  
令和7年1月8日(水)午前10時(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)
- (4) 開札の日時及び場所  
令和7年1月8日(水)午前10時 石川県立中央病院管理局会議室

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
免除
- (3) 無効の入札書  
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札参加資格の確認手続等を行わない者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否  
要
- (5) 落札者の決定方法  
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無

無

- (7) 競争入札参加資格の申請書の配布場所及び提出場所  
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262
- (8) その他  
詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased  
Surgery support robot 1 set
- (2) Delivery date  
By 31 March 2025
- (3) Delivery place  
Ishikawa Prefectural Central Hospital
- (4) Time limit of tender  
10:00 a.m 8 January 2025
- (5) Contact point for the notice  
Supplies Division Ishikawa Prefectural Central Hospital  
2-1 Kuratsukihigashi Kanazawa 920-8530 Japan TEL 076-231-7859

### 石川県告示第400号の2の公布公告

石川県告示等の公布に関する規則(昭和45年石川県規則第38号)第2条ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和6年11月22日

石川県知事 馳 浩

### 石川県告示第400号の2

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条第1項の規定により、次のとおり特定鳥獣(イノシシ・ニホンジカ)に関し、捕獲等を行うことができる区域として指定した。

令和6年11月14日

石川県知事 馳 浩

#### 1 名称

高階特例休猟区

#### 2 区域

七尾市松百町地内の主要地方道七尾輪島線の松百新橋を起点とし、同所から赤浦川右岸を下流に進み河口より七尾南湾の海岸汀線を東に進み大杉崎を経て市道七尾西湾27号線と市道七尾湾岸線との交点に至り、同所から市道七尾西湊27号線を南西に進み同主要地方道との交点に至り、同所から同主要地方道を南東に進み市道七尾西湊24号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道西湊77号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み御祓川との交点に至り、同所から同河川を上流に進み国道159号線との交点に至り、同所から同国道を南西に進み県道徳田停車場線との交点に至り、同所から同県道を西に進み県道池崎徳田線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み県道末吉七尾線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み市道西湊36号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道末吉七尾線との交点に至り、同所から同県道を東北東に進み同主要地方道との交点に至り、同所から同主要地方道を北西に進み起点に至る点に囲まれた区域

#### 3 面積

1,673ヘクタール

#### 4 存続期間

令和6年11月14日から令和9年10月31日まで

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、その関係書類を令和6年11月25日から同年12月23日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)この決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年11月22日

石川県知事 馳 浩

事業名	地区(工区)名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 (耕作放棄地防止型)	那谷地区	換地計画書の写し	石川県南加賀農林総合事務所 土地改良部計画課

#### 地域森林計画の樹立案の縦覧公告

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により、能登地域森林計画区の地域森林計画をたてたいので、次のとおり当該計画の案を令和6年11月22日から同年12月16日まで縦覧に供する。

令和6年11月22日

石川県知事 馳 浩

森林計画区の名称	縦覧場所
能登地域森林計画区	石川県農林水産部森林管理課並びに奥能登、中能登及び県央農林総合事務所森林部

#### 地域森林計画の変更案の縦覧公告

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により、加賀地域森林計画区の地域森林計画を変更したいので、次のとおり当該変更に係る計画の案を令和6年11月22日から同年12月16日まで縦覧に供する。

令和6年11月22日

石川県知事 馳 浩

森林計画区の名称	縦覧場所
加賀地域森林計画区	石川県農林水産部森林管理課並びに南加賀、石川及び県央農林総合事務所森林部

